別表第一第三〇号中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同表第三四号中「第三十五条第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同表第三五号中「第三十五条第五項」を「第三十三条第五項」に改め、同表第三六号中「第三十五条第七項」を「第三十三条第七項」に改め、同表第三七号中「第三十五条第九項」を「第三十三条第九項」に改め、同表第三八号中「第三十五条第十項」を「第三十三条第十項」に改め、同表第三九号中「第三十五条第十二項」を「第三十三条第十四項」に改め、同表第四〇号中「第三十五条第十四項」を「第三十三条第十四項」に改める。

別表第二第三〇号中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同表第三四号中「第三十五条第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同表第三五号中「第三十五条第五項」を「第三十三条第五項」に改め、同表第三六号中「第三十五条第七項」を「第三十三条第七項」に改め、同表第三七号中「第三十五条第九項」を「第三十三条第九項」に改め、同表第三八号中「第三十五条第十項」を「第三十三条第十項」に改め、同表第三九号中「第三十五条第十二項」を「第三十三条第十四項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十四年七月一日

二　第四条（「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める部分を除く。）及び第五条の規定　平成二十五年一月一日

○財務省令第三十六号

児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程及び児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　財務大臣　安住　淳

歳入徴収官事務規程及び児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第一条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第一項第三号中「（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「同項第九号ハ中「（同令第十一条において準用する場合を含む。）」を削り、「第三項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第九項」に改める。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、第三条第三項第二号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二条第一項」と、第二十一条の六第一項第三号中「児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二条第一項を含む。以下同じ。）」と、第二十一条の六第一項第三号ハ中「（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第十一条の規定により適用する一部改正法附則第十一条第一項第一号（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項第一号を含む。）」と、「同法第二十条第一項第一号を含む。）」と、「同法第二十二条第一項」とあるのは「児童手当法第二十条第一項」と、同項第九号ハ中「（第八条」とあるのは「（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行令」という。）第五条の規定により読み替えて適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧児童手当法施行令」という。）第八条を含む。）」と、「同令第九条第二項」とあるのは「児童手当法施行令第九条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により読み替えて適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行令第九条第二項を含む。）」と、「第二十二条第九項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第九項を含む。）」と、「同法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法を含む。）」と、別紙第四号の四書式中「児童手当拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」とする。

4　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、第三条第三項第二号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下「一部改正法」という。）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二条第一項を含む。以下同じ。）」と、第二十一条の六第一項第三号中「児童手当法第二十条第一項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号を含む。）」と、「同法第二十条第一項第一号」とあるのは「児童手当法第二十条第一項第一号（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号を含む。）」と、「同法第二十二条第一項」とあるのは「児童手当法第二十二条第一項」と、同項第九号ハ中「第八条」とあるのは「第八条（平成二十三年度等における子ども手当の支給に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六条の規定により読み替えて適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧児童手当法施行令」という。）第八条を含む。）」と、「同令第九条第二項」とあるのは「児童手当法施行令第九条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により読み替えて適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行令第九条第二項を含む。）」と、「第二十二条第九項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第九項を含む。）」と、「同法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法を含む。）」と、別紙第四号の四書式中「児童手当拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」とする。